税務調査 事前通知チェック表

<2013年1月以降の調査から適用>

国税通則法が「改正」され事前通知が法律に明記されました。税務調査を行う場合、事前に通知することが原則です。ただし事前に通知をせずに着手する例外も法律化されています。「事前通知が原則」ですから、あわてず落ち着いて対応しましょう。

原則	事前通知あり					例外	事前通知なし		裏面	
)「書面で通知して)どうしても口頭でが)「メモしますので少	計査担当者から納税者に10項目が通知されます。 書面で通知していただけませんか」と聞いてください。 うしても口頭で通知するということであれば、下のチェックシートに記入します。 メモしますので少しお待ちください」とゆっくり対応してください。 1知事項が一つでも欠けると、調査ができなくなる場合があります。読み直して確認します。								
	調査官(担当者)の 所属官署と氏名									
1		税務署 国税局		部		氏名				
	(注)複数でく			ばよい	ことにな	っています。	外	人		
	調査を受ける者(調査対象者)の氏名・名称と住所									
4	. 氏名									
	住									
	調査日時 (都合が悪ければ変更できます) ・・・・・ チェック欄 5 に関連									
3	月	目	時		■査の期 された		月 日	まで	日間	
4	調査場所 (都合が悪ければ変更できます) ・・・・・ チェック欄 5 に関連									
- 5	調査日と調	調査日と調査場所は、合理的理由があれば変更を協議するというの説明 有・無								
6	調査の目的	(理由)	1)				2	l		
	調査の対象となる税目(なに税か)									
7	,	税		税			税		税	
	調査の対象期間 (年分または年度(期))									
8	3	年分・期 から		名		年分	年分・期 までの		年分	
	調査の対象となる帳簿書類や物件 (具体的に聞きとって記述してください)								1	
ç	1	2		3		4)	(5)		
1		通知事項以外に非違が疑われることとなった事項は、 改めて通知しなくても質問検査できるという 説明							無	

税務署から突然調査に来訪されることがありますので、よく読んでおいてください。

例 事前通知なしに来所した場合 外 (いわゆる無予告調査) 表面から

税務調査は、強制調査ではなく、あくまでも任意調査ですから、あわてずに対応しましょう。 納税者本人の「明確な承諾」がなければ、勝手に家や部屋の中、タンスやバッグを開けたりはできません。

- 1 まずは、「いま都合がつかないので、日を改めてきてください。」と、きっぱり断り、中に入れないでください。 * あいまいな返事は、「承諾」があったとゴリ押しされかねません。 ただし、「調査を拒否する」とは言わないでください。
- 2 つぎに、すぐ班や支部の役員、民商に連絡してください

→ あらかじめ連絡先を確認しておきましょう 電話番号 - -

- 3 連絡を受けて、○○が対応します。 班や支部で話し合って行動してください。
 - * 1~3 は、法律の施行(2013年1月から)に関係なく、いつでも、これで対応してください。

税務署長の判断を具体的に説明させることが重要です。

取引先や銀行に対する「反面調査」の場合は、事前通知を義務付けていません。 取引先などに調査が行われていることがわかった場合は、すぐ民商に連絡してください。